

三重県農地中間管理事業の推進に 関する基本方針

令和6年12月

三 重 県

第1 趣旨

この基本方針は「農地中間管理事業の推進に関する法律(平成 25 年法律第 101 号)」第 3 条に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標、中間管理事業の推進に関する基本的な方向性を定めます。

第2 効率的かつ安定的な農業を営む者が利用する農用地の面積の目標その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

(1) 効率的かつ安定的な農業を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標は以下のとおりとします。

	基準年 (令和 5 年度)	目標年度 (令和 11 年度末時点)
耕地面積 (①)	56,400ha	54,300ha
うち担い手が利用する面積 (②)	25,957ha	38,010ha
○担い手	2,524 経営体	3,000 経営体
うち認定農業者	2,112 経営体	2,511 経営体
うち法人	1,578 経営体	1,876 経営体
うち個人	534 経営体	635 経営体
うち認定新規就農者	114 経営体	135 経営体
うち基本構想水準到達者	224 経営体	266 経営体
うち集落営農組織等	74 組織	88 組織
②／①	46.0%	70%

※効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、特定農業団体、集落営農組織を指す。

耕地面積①：令和 5 年耕地面積（令和 6 年 2 月 29 日現在）農林水産省公表

担い手が利用する面積②：農林水産部担い手支援課調べ（令和 6 年 3 月末現在）

担い手数(認定農業者数、認定新規就農者数、基本構想水準到達者数、特定農業団体数、集落営農組織数)：農林水産部担い手支援課調べ（令和 6 年 3 月末現在）

（２）その他農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

関係機関と連携のうえ地域計画を策定し、地域における目指すべき将来の農地利用の姿を明確化した上で、農地中間管理事業の活用により担い手の利用する農用地の集約化に努め、農用地の団地化等により効率化及び高度化を促進します。

第３ 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 県は、農地中間管理機構（以下「機構」という。）を認定農業者等の担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして最大限に活用します。
- 2 地域計画と連動させることにより、効率的かつ効果的に推進します。
- 3 利用権設定等促進事業と農地中間管理事業の統合一体化については、農業協同組合等関係機関・市町との連携を密にして、円滑な移行を推進します。

第４ 農地中間管理事業の実施方法

- 1 機構は、地域計画の区域内の農用地について、地域計画の達成に資するよう農用地利用集積等促進計画（以下「促進計画」という。）を定めることとします。また、地域計画の区域外であっても、農業委員会から要請があった場合など、必要に応じて促進計画を定めます。
- 2 機構は、市町（農業委員会を含む）へ、促進計画の案の作成について、協力依頼や業務委託を行うことを基本とします。

第５ 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項

県は機構、市町、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携して、研修会や、地域計画の作成、見直しのプロセスにおいて、地域農業者等に農地中間管理事業の活用方法等について周知徹底を図るものとします。

また、農地中間管理事業を啓発、普及及び推進するにあたり、三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえ取り組むこととします。

第６ 地方公共団体、農地中間管理機構並びに株式会社日本政策金融公庫の連携及び協力に関する事項

県は（一社）三重県農業会議、三重県農業協同組合中央会、県内農業協同組合、三重県土地改良事業団体連合会、県内土地改良区、三重県農業再生協議会その他の農業に関する県内の団体及び株式会社日本政策金融公庫と連携し、農地中間管理事業に関する情報の共有、事業の推進を図ります。